

申請に対する処分

処分名	公民館の使用料減免申請に対する許可
根拠法令	奄美市公民館条例第9条及び奄美市公民館条例 施行規則第7条
所管課	教育委員会事務局生涯学習課

1 審査基準

申請を行うことができる者

公民館の利用許可を受けた者

申請の方法

公民館使用料減免申請書の該当欄に減免の理由を明記し、館長に提出する。

使用料減免の要件

ア 市が設置する機関が利用する場合

イ 社会教育関係団体が利用する場合

ウ 社会教育上又は公益上特に必要と認める場合

全額免除する場合

市の設置する機関が主催して利用する場合

5割減額する場合

社会教育関係団体が主催して利用する場合

社会教育上又は公益上特に必要と認める場合

市が設置する機関が共催して行う行事等に利用する場合

2 標準処理時間

即日